

○質疑（三好委員） 障害者プランについて、確認事項も含めて聞き取りをさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、きょうの資料、広島県障害者プランの計画素案の本編の 9 ページに知的障害者数の推移が掲載されておりますけれども、これを見ますと、平成 15 年から 25 年の 10 年間で実に 40% もふえていることがわかるわけですが、恐らくは定義の問題であったり、また診断を受ける機会の問題であったりするのだとは思いますが、いろいろと計画をこれから立てていく中で、根本%的な数字でありますので、その背景について教えていただきたいと思ひますし、特に軽度の知的障害者の伸び率が大きくなっていることについて、どういう背景があるのか、あわせてお伺いしたいと思ひます。

○答弁（障害者支援課長） 療育手帳を所持する方が実際にこれだけふえております。これにつきましては、知的障害のある人が実際に急増したということではなくて、障害に対する理解が進んだことによりまして、これまで療育手帳を所持することをためらっていた方が進んで審査を受けたりして手帳を取得されるようになったというふうに理解しております。このことは、御指摘のありました軽度の知的障害者の手帳取得がふえているというところとも関連してございまして、知的障害は IQ でございますので、正規分布をするわけでございます。要するに軽い方のほうがぐんと多いわけでございます。重い方のふえ方は今回それほど大きくはないのですが、軽い方がぐんとふえております。ということで、本来の正規分布に近づいた形での手帳取得になっている傾向があるというふうに考えております。

○質疑（三好委員） 承知しました。あわせて、次の 10 ページについて、精神障害者の手帳所持者の数の推移が記載されておりますけれども、こちらも 10 年間で 2 倍になっております。これも先ほど説明いただいたような背景だと思ひますけれども、そう理解していいのかどうか、また、年齢層についてはどのあたりが急増しているのかといったことを教えていただきたいと思ひます。

○答弁（健康対策課長） 委員御指摘のとおり、精神保健福祉手帳所持者の増加につきましては、先ほど障害者支援課長が申し上げました、正しい理解が普及されたことと軽症患者の手帳取得への抵抗感が少なくなったことに加えまして、手帳を取得される方の範囲が、うつ病などの気分障害や発達障害、高次脳機能障害など幅広くなっていることが大きな要因でございます。また、手帳取得者数はすべての年齢層で増加傾向にありますが、県の統計で詳細な内訳がある平成 21 年度以降の増加率を見ますと、18 歳以上の方では年齢にかかわらず 2 倍程度の増加でございます。また、18 歳未満の若年層では、絶対数は少ないものの 3 倍以上の増加となっております。この若年層の増加につきましては、近年、発達障害の認知度が高まったことに伴い、手帳取得者が増加したことによるものでございます。

○質疑（三好委員） 承知しました。加えて精神障害者の入院患者の減少についてお伺いしたいと思います。資料によりますと、精神科の患者数はふえておりますけれども、入院患者は10年間で1,000人以上も減少しているということでもあります。その理由についてもいろいろとあるのだらうと思います。地域移行事業や地域定着支援事業といった取り組みの成果であるのかなというふうにも思うのですが、そうだとすれば、これまで県としてどういう取り組みをされて、それがどういう成果に結びついてきたと考えられているのか、教えていただきたいと思います。

○答弁（健康対策課長） 精神科の入院患者が減少した大きな理由につきましては、精神疾患に対する正しい理解が普及啓発されたこと、それから、かかりつけ医と精神科医の連携体制が構築されつつあるということなどによって精神科の病院、診療所が受診しやすくなったことから、軽症のうちに早期治療が行われるようになった、これが大きな理由です。また、近年、薬物療法が急速に進歩しておりまして、通院治療が可能になり、あるいは入院に至ったとしても短期間で退院が可能な患者が増加したことが大きな要因でございます。精神科の通院患者の増加の要因につきましては、うつ病などの気分障害や高齢化に伴う認知症などの患者の増加により、精神科の受診が増加しております。

なお、先ほどの地域移行の取り組みにつきましては、平成19年度から地域移行推進員による退院訓練の実施やコーディネーターによる地域移行に向けた体制の整備、関係機関の調整に取り組んできたところでございます。また、市町が実施する障害者総合支援法に基づく地域移行支援につきましては、住宅の確保等に関する相談や障害福祉サービスの体験利用などの取り組みを行っております。地域での居住の場として、対象者は精神障害者に限定されませんが、グループホームの定員等につきましても平成23年度の1,322人から平成25年度には1,641人となるなど、こういった取り組みの積み重ねであるというふうに考えております。

○質疑（三好委員） 承知いたしました。聞き取りの最後でありますけれども、63ページであります。雇用、福祉、教育等の関連機関と連携しながら就業面と生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの取り組みが記載されております。これを見ますと、登録者数、そして相談支援や就職あっせんの数も年々増加していることがわかりますけれども、このセンターで具体的にどういう取り組みが行われたのか、教えていただきたいと思っております。

○答弁（障害者支援課長） 障害者就業・生活支援センターにおきましては、障害のある方で就職を希望されている方や在職中の障害のある方の希望に応じて、相談に応じたり関係機関との連絡調整をして就業や生活面での支援を行っているものでございます。具体的には、人が配置されておりまして、就労支援員が2名、生活支援員が1名、それにアルバイト

1名というパターンが基本でございますが、ここに御相談に来ていただいて、生活面の支援の要る方には継続的に助言していく。それから、就業したいという方につきましては、その能力等をきちんと把握した上で、その方に合った会社を探すというお手伝いをする。それは、ハローワーク等の情報を持ってきて、これはどうですかというふうに提供することもございますし、この障害者就業・生活支援センターの職員がみずから歩いて、こういう方が就職可能な企業を把握するという活動もしております。そういった情報で就業を支援するというのを具体的にやっております。こういったことで、個別のケースについての具体的な支援、就業と生活の両面から支援をするものでございます。

○要望（三好委員） ありがとうございます。今教えていただいたことを参考に、次の集中審議のときには、いろいろまた質問させていただきたいと思いますが、そんな中で、最後に要望でありますけれども、先ほど課長のほうから障害者雇用の促進のことをおっしゃっていただきました。雇用率の考え方を超えて仕掛けをしていくのだという話だったというふうに思いますけれども、まずは、このことについては商工労働局だとか、国のハローワーク等も所管されるわけですから、しっかり連携していただく必要があると思いますし、障害者雇用率については、規模の小さな企業については納付金の制度が適用されないわけですから実質的には努力義務になっている、また、こういう義務があることさえ知らない企業というのも恐らくたくさんあるのだと思いますので、そういったことについてもしっかりとPRしていく、指導していくということがまず大切だと思います。

先ほどおっしゃられたように、私の周りでも、実際にもう一步踏み込んで、自分のところでの就労訓練、就労移行支援事業とか作業所を実際につくりたいというような相談もいろいろと最近ふえてきたような気がします。実際に障害者の方を雇用してみても職場の雰囲気が変わった、もしくは、みんなで取り組むことで生産性がよくなったというような話もいろいろ聞いているわけでありまして、その際には、工場を建てたり設備の整備ということについて補助があるということもお聞きしておりますし、それもかなり大きい額だということも承知しておりますけれども、実際に気持ちがあって、今やっている会社の横に土地を求めて、そして設備を整備してということになりますと、どうしてもお金が足りないということになっていきます。そうしたときに、県の工業団地等々にそういったところを求めようと思っても、実は工業団地等であれば製造業に限った補助というようなことになっています。例えば、クリーニング業をやりたいというようなところについては補助の対象にならないというようなこともあります。これは県としてしっかり計画を立てて雇用率を上げていくということでもありますから、いろいろな部局としっかりと連携してやっていただきたいと思っておりますし、そういうことができるような計画にしていきたいと思っております。

また、雇用保険についても、トライアル雇用の制度がありますけれども、これも実際は1つの企業が何回使ってもいいというルールにはなっているのですが、やはり多くの機会をつくらないといけないという、悪い言い方ですけどもアリバイづくりということもある

のだと思いますけれども、1つの企業が1人に限りというような暗黙の了解もあるようであり
ます。実際に障害者の方々をマッチングするというのは非常に大変な作業でありますか
ら、本気で取り組むところには何回使っていただいてもいいわけでありまして、そういった
ことが実際にどうなっているのか、ちゃんと調査していただいて、そういったことが本当に
障害者の雇用につながるような、制度の穴を埋めるようなことをしっかり考えていただき
たいと思いますし、その際には、先ほどおっしゃられた障害者就業・生活支援センターの取
り組みもさらに加速させていただきたいと思います。

いずれにしましても、こうやって数字を挙げて雇用率を上げるのだということも大切で
ありますけれども、やはりもう障害者の方の種別によって就労可能な業種だとか業態とい
うのもわかるわけでありまして、そういった企業や業界については積極的に働きかけて
いただいて、その作業所をつくっていただいたり、場合によっては、そういったところにい
ろいろな仕事が発注できて、その雇用がどんどんと拡大していくような、そういったこと
につながるようなきめ細やかな施策をつくっていただきたいと思いますし、それがまた計画
の中で反映されるようにしっかりと考えていただきますよう要望いたしまして、質問を終
わります。よろしく申し上げます。